

別表第1（第3条、第9条、第12条関係）

1 ハード事業

事業種目	事業細目	補助対象経費	事業実施主体	補助率	補助金上限額	補助金下限額
集落営農組織等の確立	【集落営農一般】 ・トラクター、田植機等 集落営農のための農業用機械の整備を行う事業	(農業用機械) 農業用機械購入費	集落営農組織	1/4以内 (事業実施主体が市町村以外の場合、市町村の継足し1/12以上必須)	4,500千円/集落営農組織等 (注) 2	150千円
	【農地集積推進】 ・トラクター、田植機、防除用ドローン、農産加工用機械等 ・農機具格納庫、農産加工施設、農村交流施設、直販所等 農地集積を進めるための農業用機械、農業用施設等を整備する事業	(農業用機械等) 農業用機械購入費、農産加工用機械購入費等 (農業用施設等) 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費、農村交流施設等請負工事費及び附帯設備費	集落営農組織	1/3以内 (事業実施主体が市町村以外の場合、市町村の継足し1/6以上必須)	6,666千円/集落営農組織等 (注) 2	
	【事業戦略推進】 ・トラクター、田植機、防除用ドローン、農産加工用機械等 ・農機具格納庫、農産加工施設、農村交流施設、直販所等 集落営農組織等の事業戦略を実行するための農業用機械、農業用施設等を整備する事業	(農業用機械等) 農業用機械購入費、農産加工用機械購入費等 (農業用施設等) 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費、農村交流施設等請負工事費及び附帯設備費	集落営農組織	2/5以内 (事業実施主体が市町村以外の場合、市町村の継足し1/5以上必須)	24,000千円/集落営農組織等 (注) 2	
	【特別承認支援】 国事業（集落営農活性化プロジェクト促進事業等）を活用する事業	補助を受けようとする国事業の補助金交付要綱等で規定する経費	集落営農法人（1年以内に法人化する組織を含む）、中山間農業複合経営拠点、農業協同組合又は市町村（集落営農組織等が管理・運営する機械・施設等の整備に限る）	1/5以内 (事業実施主体が市町村以外の場合、市町村の継足し1/10以上必須)	—	
集落営農組織等の連携	【地域農業戦略推進】 ・トラクター、田植機、防除用ドローン、農産加工用機械等 ・農機具格納庫、農産加工施設、農村交流施設、直販所等 組織間連携に関する地域農業戦略を実行するための農業用機械、農業用施設等を整備する事業	(農業用機械等) 農業用機械購入費、農産加工用機械購入費等 (農業用施設等) 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費、農村交流施設等請負工事費及び附帯設備費	集落営農法人（1年以内に法人化する組織を含む）、中山間農業複合経営拠点、農業協同組合又は市町村（集落営農組織等が管理・運営する機械・施設等の整備に限る）	1/2以内 (事業実施主体が市町村以外の場合、市町村の継足し1/6以上必須)	50,000千円/集落営農組織等 (注) 2	150千円
	【特別承認支援】 国事業（集落営農活性化プロジェクト促進事業等）を活用する事業	補助を受けようとする国事業の補助金交付要綱等で規定する経費	集落営農法人（1年以内に法人化する組織を含む）、中山間農業複合経営拠点、農業協同組合又は市町村（集落営農組織等が管理・運営する機械・施設等の整備に限る）	1/5以内 (事業実施主体が市町村以外の場合、市町村の継足し1/10以上必須)	—	

(注) 1 補助金額については、各事業細目ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。補助率が定額の場合は、補助対象経費の1千円未満を切り捨てた金額とする。

2 令和2年度から令和5年度までの補助金の合計金額が、補助金上限額を超えないものとする。

2 ソフト事業

事業種目	事業細目	補助対象経費	事業実施主体	補助率	補助金上限額	補助金下限額	
集落営農組織等の確立	【ステップアップ推進】 集落営農等を推進するための先進地研修、講演会等を実施する事業	講師等への謝金、バス等の借上げ料、研修先に対する負担金、その他必要があると認められる経費	市町村	定額	500千円	—	
	【高収益作物導入支援】 園芸品目など高収益作物の導入に関する事業	種苗費、諸材料費等	集落営農組織、集落営農法人、中山間農業複合経営拠点	定額	50千円/10a	100千円	
	【経営管理支援】 経営力を強化するため、部門別会計などの管理会計を実施する事業	専門家への委託料等		1/2以内	1,000千円(注)5		
	【短期研修支援】 オペレーターや兼業就農者を育成するため、短期研修の受け入れを実施する事業	種苗費、諸材料費等の研修費用及び研修生の受入謝金	集落営農法人、中山間農業複合経営拠点	定額	150千円(注)2	—	
	【雇用確保支援】 国事業（農の雇用事業、雇用就農資金、集落営農活性化プロジェクト促進事業）を活用する事業	国事業の要綱、要領等で規定する経費		国事業の助成金を除いた額の2/3以内(市町村の継足し1/3以上必須)	200千円/12ヶ月/1人(注)6		
集落営農組織等の連携	【地域農業戦略推進】 組織間連携に関する研修会、先進地研修等及び組織間連携による新たな取組を実施する事業	講師等への謝金、バス等の借上げ料、研修先に対する負担金、試作原材料費、商談会の出展料、その他必要があると認められる経費	集落営農法人（1年以内に法人化する組織を含む）、中山間農業複合経営拠点、農業協同組合又は市町村	定額	500千円/地域農業戦略等(注)3	—	
	【インターンシップ支援】 組織間連携を進めるため、農業体験インターンシップの受け入れを実施する事業	派遣会社への委託料等		1/2以内	1,500千円/地域農業戦略等		
	【効率化技術導入支援】 組織間連携を進めるため、栽培管理や経営管理の改善にIoT等を活用する事業	経営管理システム等購入費、導入に必要な研修費用等		定額	500千円/地域農業戦略等		
	集落営農組織等の連携	【高収益作物導入支援】 園芸品目など高収益作物の導入に関する事業	種苗費、諸材料費等	集落営農組織、集落営農法人、中山間農業複合経営拠点	定額	50千円/10a	100千円
		【経営管理支援】 経営力を強化するため、部門別会計などの管理会計を実施する事業	専門家への委託料等		1/2以内	1,000千円(注)5	—
		【短期研修支援】 オペレーターや兼業就農者を育成するため、短期研修の受け入れを実施する事業	種苗費、諸材料費等の研修費用及び研修生の受入謝金	集落営農法人、中山間農業複合経営拠点	定額	150千円(注)2	
		【雇用確保支援】 国事業（農の雇用事業、雇用就農資金、集落営農活性化プロジェクト促進事業）を活用する事業	国事業の要綱、要領等で規定する経費		国事業の助成金を除いた額の2/3以内(市町村の継足し1/3以上必須)	200千円/12ヶ月/1人(注)6	

- (注) 1 補助金額については、各事業細目ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。補助率が定額の場合は、補助対象経費の1千円未満を切り捨てた金額とする。
- 2 事業細目「短期研修支援」について、研修回数は3回以上10回以内で、各作業（耕耘、田植、稲刈等）の研修はそれぞれ1回までとし、研修費用の補助金上限額は全研修の合計額で100千円以内とする。また、研修生の受入謝金については、1回の研修につき5千円以内とする。
- 3 事業細目「地域農業戦略推進」「インターンシップ支援」「効率化技術導入支援」の補助金上限額の「地域農業戦略等」とは、地域農業戦略が策定されている場合は、1地域農業戦略当たりの額とする。地域農業戦略の策定に取り組む地域の場合は、1市町村又は1地域農業戦略協議会当たりの額とする。
- 4 事業細目「高収益作物導入支援」の対象とする面積の上限は、全経営面積のうち高収益作物の増加面積とする。
- 5 事業細目「経営管理支援」の補助対象期間は最長3年間とする。
- 6 事業細目「雇用確保支援」の補助対象期間は最長2年間とする。また、活用する国事業のうち集落営農活性化プロジェクト促進事業については、国事業の要綱に規定する「中核となる若者等の雇用」を対象とする。
- 7 令和2年度から令和5年度までのソフト事業全体の補助金上限額を6,000千円とする。